

社会福祉法人 桂川町社会福祉協議会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

昭和42年4月1日 制定

改正 昭和44年7月1日

昭和47年4月1日

昭和49年4月1日

昭和51年7月1日

平成11年10月1日

平成19年5月30日

平成20年3月5日

平成23年4月1日

平成27年3月30日

平成28年12月22日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桂川町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の役員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の種類)

第2条 この規程において、役員等とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 会長、副会長、理事及び監事
- (2) 評議員
- (3) 顧問
- (4) 定款第34条に規定する委員会等の委員及び相談員

(報酬の額)

第3条 前条に掲げる役員等の報酬額は、別表1及び別表2のとおりとする。

(報酬の支給条件及び方法等)

第4条 会長には、その職についた当月分から、任期満了、辞職等により、その職を離れた当月までを支給する。

2 月の途中において、会長の職についたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず在職日数に応じて支給する。

第5条 副会長、理事、監事、評議員、顧問、委員等が会議等に出席したときは、別表1及び別表2に定めるところにより報酬を支給する。

(費用弁償)

第6条 第2条に掲げる役員等が会議等に出席したときは、費用弁償として1日につき1,500円を支給する。

第7条 第2条に掲げる役員等が公務のため出張したときは、その出張について費用

弁償として旅費を支給する。

- 2 前項に定める者に支給する旅費額については、社会福祉法人桂川町社会福祉協議会旅費規程により支給する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (役員等関係)

区 分	月額報酬	日額報酬
会 長	30,000円	
副 会 長		4,000円
理 事		4,000円
監 事		4,000円
評 議 員		4,000円
顧 問		4,000円
評 議 員 選任・解任 委員会委員		4,000円

別表2 (定款第34条関係)

区 分	日額報酬
心配ごと相談員	4,000円
苦情解決第三者委員	4,000円
献血推進委員	4,000円